

三 選定又は選任の理由

2 会社は、法第五条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の解職又は監査等委員である取締役若しくは監査役の解任若しくは監査委員の解職の決議の認可を受けようとするときは、解職しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は解任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役若しくは解職しようとする監査委員の氏名及びその者を解職し、又は解任しようとする理由を記載した申請書に解職又は解任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(事業計画の提出)

第三条 会社は、法第六条前段の規定により事業計画を提出しようとするときは、当該事業計画に資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 会社は、法第六条後段の規定により変更した事業計画を提出しようとするときは、変更した事項及び理由を記載した書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項の規定により当該事業計画を提出するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

(定款の変更の決議の認可の申請)

第四条 会社は、法第七条の規定により定款の変更の決議の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に定款の変更に関する株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請)

第五条 会社は、法第七条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。以下同じ。）の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の総額及びその処分の内訳を記載した申請書に貸借対照表、損益計算書及び剰余金の配当その他の剰余金の処分に關する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(合併、分割又は解散の決議の認可の申請)

第六条 会社は、法第七条の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次の事項（解散の決議の認可を受けようとする

する場合にあっては、第一号、第四号及び第五号に規定する事項に限る。）を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 合併の場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立する法人の名称及び住所、分割の場合にあっては、事業を承継する法人又は分割により設立する法人の名称及び住所、解散の場合にあっては、清算人の氏名及び住所

二 合併又は分割の方法及び条件

三 合併又は分割に反対した株主があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の種類及び数

四 合併、分割又は解散の時期

五 合併、分割又は解散の理由

2 前項の申請書には、次の書類（解散の決議の認可を受けようとする場合にあっては、第一号の書類に限る。）を添えなければならない。

一 合併、分割又は解散に関する株主総会の議事録の写し

二 合併契約又は新設分割計画若しくは吸収分割契約において定めた事項を記載した書類

三 合併又は分割の主要な条件の決定に関する説明書

四 合併契約の締結又は新設分割計画の作成若しくは吸収分割契約の締結の時ににおける会社の資産、負債その他の財産の状況の説明書

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により事業を承継する法人若しくは分割により設立する法人の定款

附 則 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(帝都高速度交通営団法施行規則の廃止)

第二条 帝都高速度交通営団法施行規則（昭和十六年鉄道・内務省令第三号）は廃止する。

附 則（平成一八年一月四日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他

の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八号）

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年五月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月一日国土交通省令第七号）

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。